

災害時の化学物質影響調査に関する協定書実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時の化学物質調査に関する協定書(以下「協定」という。)第12条の規定に基づき、協定の実施に関する必要な事項について定めるものとする。

(要請書)

第2条 協定書第5条に規定する文書は、様式第1号のとおりとする。

(報告書)

第3条 協定書第7条に規定する文書は、様式第2号のとおりとする。

(要請解除通知書)

第4条 協定書第9条に規定する文書は、様式第3号のとおりとする。

(連絡窓口)

第5条 この協定に関する連絡窓口は、甲にあつては環境保全課、乙にあつては支部長(事務局)とする。

(実施日)

第6条 この実施細目は、平成23年5月31日から実施する。

(附則)

この実施細目は、令和5年2月3日から実施する。